

潮見ゼミ・松岡ゼミ2010年度第1回対抗討論会

日時 2010年7月12日（月）4時半より

場所 法経本館2階法経第10教室を予定

1 問題（潮見佳男教授出題）

【事実】

1. Y（「関西ライフケア株式会社」）は介護用品・健康食品の販売を業とする株式会社である。Yは、不況下にもかかわらず、着実に業績を拡大している。Aは、Yの商品開発部の課長（代表権はない）の職にあった。また、Xは、Yのメインバンクである信用組合である。

2. 2009年1月5日、Aは、新年の挨拶を兼ねて、Xの西京都支店を訪れ、かつてYの新規商品の開発にあたって知り合い、以後も10年近く交流が続いている融資部部长Bに面会を求めた。そして、Yが介護サービス事業に乗り出すこととなり、商品開発部で「Y介護ビジネスモデル」を作成したことを告げ、いずれ同ビジネスプランについて資金面での相談をするかもしれないが、その際には是非前向きに検討をお願いしたいと述べた。その際、Aは、Y商品開発部作成と記された同ビジネスモデルにかかる100頁にわたる企画書、資金計画、概要を示したパンフレット等の詳細な資料を、Bに交付した。

3. 同年3月31日、Aは、一身上の都合を理由にYを退職し、新たに個人事業として「関西ライフケア・コンサルティングサービス」という名の事業を立ち上げた。Aは、Bにも連絡を入れ、Yを退職した事実を告げるとともに、「『Y介護ビジネスモデル』は自分がYの商品開発部課長時代に自分の責任のもとで立案したものであるゆえ、今後も自分が責任を持ってYとの間の橋渡しをしていくから、今後ともよろしくお願いしたい。」と告げた。

4. 同年5月20日、~~幸~~Aは、再び、Bのもとを訪ね、Yがいよいよ「Y介護ビジネスモデル」を具体的に実行することに決定したこと、同ビジネスモデルについてはAが中心になって設計したもののゆえに、Yの事業として実施するものの、実質はAの「関西ライフケア・コンサルティングサービス」のもとで遂行することになったことを告げ、同ビジネスモデルの立上げに対し2000万円ほどの融資をお願いしたいと申し入れた。Bは、「融資をするかどうかについては、申し出られた金額が金額だけに、私の一存で決めることはできず、上司の決裁を要する。」と言い、即答を避けた。

5. 同年6月20日、Bは、Aに連絡を入れ、「『Y介護ビジネスモデル』への融資交渉について上司の承諾を取りつけたから、話をしたい。さしあたって、Y側の責任者や担当者との面会をして具体的な内容を聞きたい。」と言った。

6. 翌21日、Aは、Bに対し、「7月1日の午前10時に、Y社本社ビル3階の会議室にてお会いしたい。当方からは、Y社営業担当取締役Gと自分の後任の商品開発部課長Cが同席する予定である。」と連絡し、Bも、これに同意した。

7. 同年7月1日、Bは、部下数名とともにY社本社ビルを訪れ、会議室で、A、AがY社営業担当取締役（代表権のない取締役）として紹介したG、及び、これもAがYにおける後任の商品開発部課長として紹介したCと対面し、主としてAから、「Y介護ビジネス

スモデル」の具体的内容と資金計画を聞かされた。そして、Bは、Aから、「今後の交渉は関西ライフケア・コンサルティングサービスの事務所でおこないたい。また、『Y介護ビジネスモデル』は自分が責任者となって設計したものであり、GやCよりも自分のほうが内容を熟知しているから、自分が実際の交渉に当たりたい。」と申し入れられ、同席していたGとCも同様の希望を述べたことから、これに同意した。

8. その後、AとBを中心に具体的な交渉が20回ほどもたれた後、Xが「Y介護ビジネスモデル」事業の当座の立上げ費用として、Yに対し1500万円を融資すること、弁済期日は2010年1月25日とすることで、最終的な合意に至った。そして、2009年11月26日、Aが以前に紹介したGとCも同席する中、Y社本社ビル会議室で、融資契約書に調印がされた。

9. 同月30日、同月26日の調印の際に同席したGが指示したA名義の普通預金口座に、Xから1500万円が振込みの方法により入金された。

10. 2010年1月5日ころ、「Y介護ビジネスモデル」なるものは実在せず、Aが勝手にでっち上げたものであること、Yには介護ビジネスへの計画など一切存在しなかったこと、Yには営業担当取締役Gも商品開発部課長Cも実在するが、AがBに紹介したGとCは偽者であり、実際は、Aの知人であるDとEがそれぞれGとCに成りすましていたこと、Y社本社ビル会議室は、Aがかつて在職していた関係で、Aをよく知るYの総務部職員FにAが頼み込んで無償で利用させてもらっていたことが判明した。契約書にはきわめて巧妙に偽造されたYの代表取締役の署名がされ、巧妙に偽造された代表取締役印が押されていたことも判明した。

11. Aは、2009年12月14日に1500万円を引き出し、直後にみずからのおこなっていた投資のために用いたが、投資が失敗し、みるべき資産がない状況にある。また、A・D・Eは、詐欺の容疑で逮捕されている。

12. 現在は、2010年2月4日である。

以上の事実を基礎に、XとYの法律関係を論じなさい。

2 討論会の進行方法

方式はインターカレッジ民法討論会のもの（松岡のホームページから過去のインターカレッジ民法討論会のルールを参照して下さい）に準拠しますが、それに、もちろん若干の修正を加えます。コンペティション方式なので、出場チームは互いに情報が漏れないよう管理する必要がありますし、出場しないゼミ生諸君も、適宜アドヴァイスしてあげるのは良いですが、公平を害しないように留意して下さい。

(1) 出場チーム

- ・潮見ゼミ7名1チーム、松岡ゼミ正規ゼミ生7名×3チームの合計4チーム
- ・メンバーが確定したら早急に担当教員にメンバー表とチーム名（愛称？）を連絡して下さい。

(2) 立論（報告）と討論（質疑応答）の方式

- ・各チーム立論10分＋インターバル1分＋討論10分で、4セットを順次行う。
- ・レジュメをその場で配布して10分以内で立論を行う。黒板・ホワイトボード・OHP・パソコン等は使用できない。時間超過は減点の対象となる。時間を著しく超過した場合、報告を中断させることがある。
- ・レジュメはB4版1枚とする。表裏両面を使っても良い。両ゼミの分50部のコピーを用意すること。
- ・報告者は1人でも複数（最大7人）での交代制でも良いが、交替時間も含めて10分以内である。
- ・壇上への資料等の持ち込みは許容。
- ・報告後、1分間のインターバルの後に、質疑応答に入る。質疑・応答時間は10分以内とする。なお、10分経過時点で質疑応答がなされている場合は、その続行を認める。
- ・質問者は挙手し、原則として早い者から指名する。もっとも、特定のゼミ・人物に偏らないように配慮する（司会・進行は、潮見・松岡が担当）。
- ・質問者は、まず氏名を述べ、質問は簡潔・明瞭に行うよう努めること。
- ・報告チームは、質問終了時から1分以内に応答すること。1分以内に応答がない場合、無回答とされ、次の質問に移る。

(3) 投票

- ・各チームに対する評点は、記名投票によって行う（1位5点、2位4点、3位3点、4位2点）。教員票はその5倍とする（1位25点、2位20点、3位15点、4位10点）。
- ・無記入は無効とする。
- ・出場チームのメンバーは自分のチームを1位にすることはできない。
- ・集計後、同点になった場合には、同点同順位とする。
- ・評価の基準としては次のようなものが挙げられる。
 - ・レジュメは見やすいか。わかりやすくする工夫があるか。
 - ・報告の趣旨・内容・結論が明確であったか。
 - ・結論を導く根拠、法律構成が明確に述べられていたか。
 - ・根拠は客観的であり、説得力があったか。
 - ・質問を正確に理解して、それに対して的確に答えられたか。